

(地Ⅲ143F)

平成21年10月13日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

新型インフルエンザワクチン接種事業に関するよくある質問  
及び現段階での考え方（未定稿 第2版）の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省により、新型インフルエンザワクチン接種事業について各都道府県等から寄せられたよくある質問、及び現段階での考え方（未定稿 第2版）が、別添のとおりとりまとめられ、同省新型インフルエンザ対策推進本部より、各都道府県等衛生主管部（局）感染症対策担当及び新型インフルエンザ対策担当者宛、情報提供がなされましたのでお送り申し上げます。

なお、本件につきましては、検討中のものを含む未定稿のため、細かい点は今後の状況において変更があり得ることにご留意ください。また、内容の修正、追加等がありました場合には、追ってお送り申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

## これまで寄せられたよくある質問とそれについての現段階での考え方 (未定稿 第2版)

(注) 検討中のものを含むため、細かい点は変更があり得ることにご留意願います。

### 優先接種対象者

Q 優先接種対象となる医療従事者は、医師、看護師のみか？

(答え) 優先接種の対象者の職種については、基本的には医師、看護師、准看護師等、新型インフルエンザ患者の診療に従事する職種を対象としているが、その他の職種であっても、新型インフルエンザの診療に従事する場合は対象としても差し支えない。

Q 訪問看護に従事する看護師は優先接種対象になるか？

(答え) 【条件付き対象】

医療従事者については、「インフルエンザ患者の診療に従事する者」を対象としているが、新型インフルエンザが発生した場合、新型インフルエンザ罹患者においても在宅で療養する者が増大することも予想されるため、インフルエンザ患者の在宅療養に従事する訪問看護師は、医療従事者に含まれるものとする。

なお、専ら、介護保険適用のサービスを行っている場合は対象外となる。

Q 検診機関の従事者は医療従事者となるか？

(答え) 【対象外】

医療従事者については、「インフルエンザ患者の診療に従事する者」を対象としているため、検診のみを行う機関及びその従事者は原則として対象外となる。

Q 企業内診療所の従事者は医療従事者となるのか？

(答え) 【条件付き対象】

企業内診療所においても、インフルエンザ患者の診療を行う場合においては、当該診療所の医療従事者は、優先接種対象者に含まれる。

Q 歯科医師は医療従事者に含まれるか？

(答え) 【基本的に対象外】

歯科医師については、一般的には、新型インフルエンザ患者の診療に直接従事していないことから、対象外となるものと考えられる。ただし、新型インフルエンザ発生時に、病院内、例えば口腔外科で、重症化リスクの高い患者について、新型インフルエンザによる重症化防止に貢献する場合であれば、歯科医師についても対象となると考えられる。

Q 調剤薬局の薬剤師等は医療従事者に含まれるか？

(答え) 【対象外】

今回の新型インフルエンザワクチンに関しては、「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために

必要な医療を確保すること」を目的としており、また、当面の生産量が限定的であることを踏まえ、医療従事者については、「インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者」に限り、優先的に接種する対象としている。そのため、「調剤薬局の薬剤師」については、優先的に接種する対象者とは考えない。

Q 保育士、介護士も優先接種対象者にすべきではないか？

(答え)【対象外】

今回の新型インフルエンザワクチンに関しては、「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保すること」を目的としており、また、当面の生産量が限定的であることを踏まえ、重症化リスクが高い者以外については、「インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者」に限り、優先的に接種する対象としている。そのため、「保育士」、「介護士」については、優先的に接種する対象者とは考えない。

Q 保健所職員は優先接種対象になるか？

(答え)【条件付き対象】

保健所職員は、インフルエンザ患者の搬送、検体検査など、インフルエンザ対策を担っていることから、新型インフルエンザ対策に従事し、患者の重症化防止に貢献する保健所職員については、「医療従事者」に含まれる。なお、ワクチン接種を行う医療機関窓口での確認方法については、検討中であり、追って示す。

Q 1歳未満児を養育する乳児院の職員や里親は対象になるのか？

(答え)【対象】

1歳未満児を養育している乳児院の職員及び1歳未満児の里親については、1歳未満児と同居し、常時直接世話をしている同居家族と同様の機能を果たすものと考えられるため、対象とする。なお、ワクチン接種を行う医療機関窓口での確認方法については、検討中であり、追って示す。

Q 特別養護老人ホームの診療所の医師・看護師等は、優先接種の対象となるのか？

(答え)【条件付き対象】

特別養護老人ホームについては、施設内診療所で入所者の診療にあたっている医師・看護師は、入所者が新型インフルエンザに罹患した場合、新型インフルエンザ診療に携わる可能性があるため、優先接種対象者となる。

ただし、それ以外の看護職員・介護職員については、優先接種の対象外となる。

Q 介護老人保健施設の診療所の医師・看護師等は、優先接種の対象となるのか？

(答え)【条件付き対象】

介護老人保健施設については、医療法上の医療提供施設であり、入所者が新型インフルエンザに罹患した場合、診療に携わる可能性があるため、優先接種の対象となる。

ただし、新型インフルエンザの診療に直接携わる者以外は、優先接種の対象外となる。

Q 1歳未満児の保護者の範囲は？祖父母で同居している者は入るのか？

(答え) 常時世話をしている同居家族を「保護者」と解釈する。例えば、祖父母等であっても、同居し、かつ常時世話をしている場合は、対象として差し支えない。

Q 接種対象者の年齢等はどの時点のものか？

(答え)「妊婦」は接種時点で妊娠していること。

「1歳未満児の保護者」は接種時点で子供が0歳児(1歳の誕生日前)であること。

「1歳～小学校3年生に相当する年齢の者」は、接種時点で、満1歳以上であり、かつ、平成21年度に小学校3年生に相当する年齢までの者であること。

「中学生、高校生に相当する年齢の者」は、平成21年度に当該学年に相当する年齢の者であること。

## 受託医療機関

### ○国直轄の医療機関等の範囲

(問) 国が直接契約を締結する国直轄の医療機関等の範囲を明示してほしい

(答え) 国立病院や国立大学病院のほか、防衛省所管、法務省所管の医療機関等を想定しており、具体的な範囲については、追ってお示しする。なお、日赤病院については、現時点では医師会のとりまとめ(あるいは市町村のとりまとめ)を想定しているところ。

### ○都市医師会による取りまとめ

(問) 実施要綱案p10(10/6版)で、医師会が取りまとめる医療機関の範囲について、「都市医師会に代表たる医師が所属している医療機関であって」と限定がかけられているように読めるが、都市医師会に所属していない医療機関についても、都市医師会による取りまとめを希望し、都市医師会側も取りまとめを行う意向である場合は、都市医師会による取りまとめを行って差し支えないか。

(答え) 差し支えない。

### ○老人関係施設

(問) 介護老人保健施設は受託医療機関となれるのか

(答え) 病院、診療所と同様、医師等がいる医療法上の医療提供施設であり、希望する場合は受託医療機関となることができる。

(問) 特別養護老人ホームは受託医療機関となれるのか

(答え) 特別養護老人ホームは、認可基準上、医療法に規定する診療所の設置及び医師の配置が義務づけられているところであり、希望する場合は受託医療機関となることができる。

### ○保健所

(問) 保健所は受託医療機関となれるのか。

(答え) 保健所は診療所を設置しており、希望する場合は受託医療機関となることができる。

## ワクチン接種

(問) 今回の国内産の新型インフルエンザワクチンは北里研究所、化学及血清療法研究所、阪大微生物病研究会、デンカ生研の4社の製品がありますが、1回目と2回目の接種が違う会社の製品であっても問題が無いか

(答) 国内製のワクチンに関しては、1, 2回目の銘柄を連続させる必要はない。なお、輸入ワクチンについては、現在検討中である。

(問) 基礎疾患を持つ者の保険診療と新型インフルエンザワクチン接種を同時に実施した場合、いわゆる混合診療になるのか?

(答) 予防接種は、疾病又は負傷に対する治療ではなく、保険診療とは別に提供されるものである。したがって、基礎疾患を持つ者の保険診療と新型インフルエンザワクチン接種を同時に実施した場合でも、いわゆる混合診療にはあたらない。

## 契約関係

### ○医療機関から自治体への再委託

(問) 要綱p13(10/6版)について、医療機関が保健所等で接種を行い、自治体職員が業務の一部に携わるような場合、「当該自治体は当該医療機関から再委託を受けることを検討」とあるが、

- ①この再委託業務は何を想定しているのか?
- ②医療機関と自治体との間で、再委託業務に係る費用のやりとりはあり得るのか?

(答え)

~~①受付、対象者の確認等の周辺的な補助業務を想定している。~~

接種や問診等を想定している。なお、受付や対象者の確認、接種済み証明書の交付等のみであれば、再委託契約は不要である。

②再委託の際には、事故等があった場合の責任の所在を明確化する必要があり、費用面も含めて、お互いに十分に協議を行う必要がある。

### ○委任状について

(問) 要綱p22(10/6版)【委任状】について、

- ①代表者とあるが誰か
- ②収入印紙を貼る必要はあるか
- ③代表者の押印は必要ないのか。
- ④委任状の原本はいつどのように提出すべきか。
- ⑤接種を早期に開始するため、取り急ぎ、委任状原本のコピーをFAX等により郡市医師会及び都道府県医師会に送付し、原本は後で提出するという方法で国との契約手続きやワクチンの手配等を開始して差し支えないか。

(答え)

①個々の医療機関の施設長を想定している。複数の医療機関を束ねる法人等の代表者となる場合は、当該複数の医療

機関と法人等の代表者との間で、別途、代理契約が必要となる。

- ②収入印紙を貼る必要はない。
- ③代表者の押印は必要である。事後的に問題とならないよう、自署の場合であっても押印をお願いしたい。
- ④原本は都道府県医師会に集め、保管いただきたい。
- ⑤差し支えない。

## 費用負担関係

### ○費用の範囲

(問) 予診だけで終わった方の予診料や予診票の様式などの経費は、すべて実費負担の範囲に含まれており、別途実費負担を求めることはできないと考えてよいか。

(答え) ワクチン接種費用については、ワクチン接種にかかる各種の費用等を総合的に勘案して設定しているものであり、予診のみで接種を行わなかった者に係る費用については徴収しないことについて御理解をいただくようお願いしたい。

### ○介護老健施設における費用徴収

(問) 介護老人保健施設が受託医療機関となり、入所者に対してワクチン接種を行う場合、入所者から実費負担を徴収できるのか

(答え) できる

### ○費用負担軽減措置

(問) 減免措置が実施される前に行ったワクチン接種に係る費用負担についても遡及適用は可能か。

(答え) 可能である。各自自治体において、遡及適用ができるように措置いただきたいと考えている。

(問) 他市町村における受託医療機関で接種を受けた場合や、費用負担軽減措置が実施される前に接種した場合については、いったん実費負担を支払いいただき、後で償還払いとする方法を考えているが、問題ないか。

(答え) 低所得者の負担軽減を図る趣旨から、原則として代理受領委任の方式をとっていただきたいが、ご指摘のケースについては償還払いとせざるを得ない場合と考える。

(問) 減免措置の国庫補助において、政令市・中核市もほかの市町村と同じく、国1/2、都道府県1/4の補助対象となるのか。

(答え) 政令市・中核市についても、都道府県1/4補助とする方向で検討している。

(問) 今回の費用負担軽減の対象者は約5400万人の優先的に接種する対象者等のみなのか。

(答え) 今回お示した負担軽減措置は、優先的に接種する者(約5400万人)を対象と想定している。優先的に接種する者以外の者に対する負担軽減措置については、今後、ワクチンの接種状況等を勘案し、検討する。

(問) 代理受領契約のひな形や接種券や代理受領受給資格証明書等の様式を国として示すのか。

(答え) 現時点ではお示しする予定はない。各市町村において、これまでのインフルエンザ定期予防接種等の他の例などを参考に検討いただきたい。

(問) 交付税措置の内容、措置時期等をご教示願いたい。

(答え) 厚生労働省としては地方財政措置をお願いしているところであるが、詳しくは、総務省自治財政局調整課におたずねいただきたい。(総務省も照会いただくことについて了解済み)

### **健康被害救済**

(問) 健康被害救済の立法措置以前に発生したワクチン接種の健康被害に対する救済措置はどうか。

(答え) 健康被害の救済措置については、臨時国会に法案を提出すべく準備を進めているところであるが、遡及適用は可能であるため、新法が成立すれば、今回のワクチン接種事業の開始時点まで遡って新法に基づく救済を受けることができる。